次世代空モビリティひょうご会議設置要綱

(趣旨・目的)

第1条 新たなサービスの展開や地域課題の解決につながることが期待される「空飛ぶクルマ」について、2025 年大阪・関西万博での県内飛行実現を当面の目標としつつ、その先も見据え、課題や今後の可能性など、有識者、事業者等と意見交換するとともに、社会実装に向けて、県内の社会受容性の向上・気運醸成につなげていくため、「次世代空モビリティひょうご会議」(以下「会議」という。)を設置する。

(検討内容)

- 第2条 会議の検討内容は次のとおりとする。
 - (1) 県内における将来的な利用シーン
 - (2) 県内における関連ビジネスの定着に向けた環境整備
 - (3) 社会受容性の向上に向けた取組
 - (4) 前号に掲げるもののほか、空飛ぶクルマの活用に関し必要な事項

(組織)

- 第3条 会議は、別表に定める構成員をもって構成する。
- 2 構成員の任期は、本要綱の施行の日から令和6年3月31日までとする。

(事務局)

第4条 会議の事務局は、企画部総合政策課に置く。

(会議)

- 第5条 会議は事務局が招集する。
- 2 構成員は都合により協議会を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該構成員の出席とみなす。
- 3 事務局は、必要と認めるときは、協議会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(金條)

第6条 第3条第1項に定める構成員のうち有識者及び第5条第3項に定める者(ただし、有識者に限る。)が、会議及び会議に係る職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

(旅費)

第7条 第3条第1項に定める構成員のうち有識者及び第5条第3項に定める者(ただし、有識者に限る。)が、会議及び会議に係る職務のために旅行したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により旅費を支給する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年7月10日から施行する。
 - (要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(別表)

第3条第1項に規定する構成員は次のとおりとする。

区分	氏 名	所 属 ・ 役 職	
有識者	赤澤 宏樹	県立大学自然・環境科学研究所 教授	
	荒木 望	県立大学大学院工学研究科 准教授	
	江藤 誠晃	公益社団法人ひょうご観光本部 CMO	
	折田 楓	株式会社merchu代表取締役	
	川村 昌志	公益財団法人新産業創造研究機構 理事	
	箸本 史朗	株式会社神戸新聞社メディアビジネス局	
	中野 冠	慶應義塾大学大学院SDM研究所 顧問	
事業者	ANA		
	オリックス株式会社		
	兼松株式会社		
	株式会社SkyDrive		
	日本航空株式会社		
	株式会社パソナグループ		
	丸紅株式会社		
兵庫県			

(オブザーバー)

経済産業省		
国土交通省		
神戸市		
尼崎市		